

1 . マニュアルの方針

- 1-1 緊急時の対応は、負傷者の救助及び汚染拡散防止が第一に必要とされる。したがって緊急時の対応を、負傷者の救助及び汚染拡散防止に配慮し、実施主体及び実施方法等を明確に示したマニュアルとする。
- 1-2 緊急時の対応を「自然災害時」、「事故時」及び「その他異常時」に分類し、発生し得る事態を想定して、負傷者の救助及び汚染拡散防止を最優先とすることを目的として、それぞれの対応方法、対応手順、連絡体制を定めるものとする。
- 1-3 本マニュアルは、必要に応じて適宜見直すものとする。

【解説】

本マニュアルは、各マニュアルで想定される緊急時の対応を抜粋し、県、各業者、関係機関、周辺住民等の連絡体制、協力体制等を規定し、緊急時には迅速な対応が行えるよう策定するものである。

なお、緊急時の状況は多様であり、その対応方法も様々であるが、有事に際しては、

負傷者の救助

汚染拡散防止（二次被害の防止）

を原則とし、臨機応変に対応することが肝要である。

また、原因究明を早急に行い改善策を講じるとともに、定期的に安全教育を実施し、再発防止に努めることが重要である。

2 . マニュアルの適用範囲

2-1（適用工程）

本マニュアルの適用範囲は、一次撤去事業の全工程とする。

本マニュアルにおいて想定される緊急事態を「自然災害時」、「事故時」、「その他異常時」に分類する。

2-2（適用対象主体）

本マニュアルは、一次撤去事業に係わる全ての関係者を対象としたものである。

3 . 緊急時の対応

3-1 (想定される緊急事態)

一次撤去事業において、想定される緊急事態の例を表 8 - 1 (p8-3) に示す。
なお、表 8 - 1 に示す緊急事態は緊急時対応の対象となるものであるが、緊急対応の必要性がないと思われる軽微な事態を除くものとする。

3-2 (自然災害時の対応)

自然災害時の対応は、「荒天時」及び「地震時」に分け、それぞれの事態を想定して定める。

「荒天時」の対応は、対応表 - 1 (p8-7) によるものとする。

「地震時」の対応は、対応表 - 2 (p8-8) によるものとする。

自然災害時の連絡体制は、周辺環境への影響有無により、連絡体制表 A (p8-14) あるいは連絡体制表 B (p8-15) によるものとする。

3-3 (事故時の対応)

事故時の対応は、「運搬事故」、「作業事故」及び「施設事故」に分け、それぞれの事態を想定して定める。

「運搬事故」の対応は、対応表 - 3 (p8-9) によるものとする。

「作業事故」の対応は、対応表 - 4 (p8-10) によるものとする。

「施設事故」の対応は、対応表 - 5 (p8-11) によるものとする。

事故時の連絡体制は、周辺環境への影響有無により、連絡体制表 A (p8-14) あるいは連絡体制表 B (p8-15) によるものとする。

3-4 (その他異常時の対応)

異常時の対応は、撤去現場周辺で異常が発見されたときを想定して定める。

異常時の対応は、対応表 - 6 (p8-12) によるものとする。

異常時の連絡体制は、周辺環境への影響有無により、連絡体制表 A (p8-14) あるいは連絡体制表 B (p8-15) によるものとする。

【解説】

一次撤去事業において想定される緊急事態と対応方法を表 8 - 1 に示す。

表 8 - 1 想定される緊急事態例と対応方法

分類	想定される緊急事態例		対応表	連絡体制
自然災害時	荒天時	<ul style="list-style-type: none"> 掘削面の崩壊 キャッピングシート のめくれ 	対応表 - 1	【周辺環境への影響あり】 連絡体制表 A 【周辺環境への影響なし】 連絡体制表 B
	地震時	<ul style="list-style-type: none"> 施設の損壊 火災 燃料の流出 掘削面の崩壊 巻き込まれ 転倒 	対応表 - 2	
事故時	運搬事故	<ul style="list-style-type: none"> 人身事故 車両事故 廃棄物の飛散・流出 	対応表 - 3	
	作業事故	<ul style="list-style-type: none"> 車両同士の接触 重機の転倒 巻き込まれ 掘削面の崩壊 転落 ガス等発生による体 調不良 	対応表 - 4	
	施設事故	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水処理施設の事 故 洗車設備の事故 停電 電線・電話線の断線 	対応表 - 5	
その他異常時	上記以外の緊急 事態が発生した時 上記以外で周 辺環境への影 響が考えられ る時	<ul style="list-style-type: none"> 撤去現場周辺に浸出 水等が漏洩 運搬中に車両から廃 棄物が漏洩 	対応表 - 6	

緊急事態は緊急時対応の対象となるものであるが、緊急対応の必要性がないと思われる軽微な事態を除くものとする。

4. 周辺住民への対応

4-1 (苦情等の対応)

周辺住民より問い合わせがあった場合は、県境再生対策室が窓口となって対応をする。

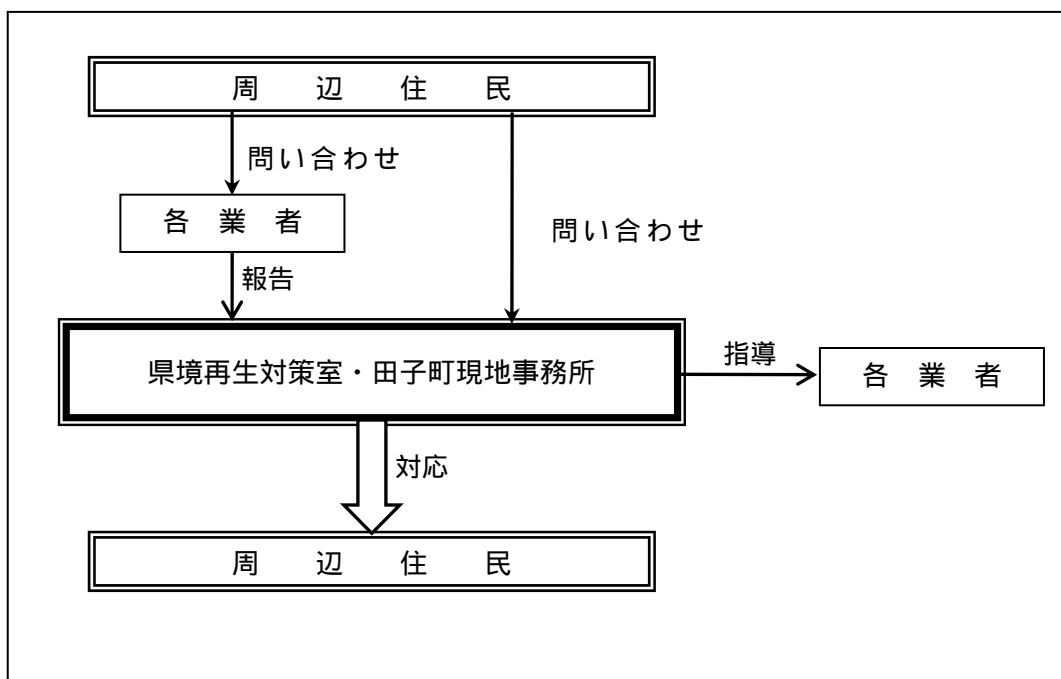
【解説】

周辺住民より各業者へ問い合わせがあった場合は、各業者は直ちに県境再生対策室へ報告する。

県境再生対策室は、受付窓口となり、早急に対応策を検討し、周辺住民へ対応することとする。

各業者へ作業状況を改善するように指導をする。

対応フローを以下の図に示す。



5 . 就業時間外・休日の対応

5-1 (連絡先)

就業時間外及び休日は、県境再生対策室 (0 9 0 - 5 1 8 1 - 6 3 8 1)に連絡するものとする。

【解説】

就業時間外・休日の緊急時には県境再生対策室に連絡する。県境再生対策室は、常に連絡がとれる体制を整えておくこととする。

6 . 安全管理

6-1 (安全教育)

一次撤去事業に係わる関係者に対して、緊急時に適正な対応ができるよう、本マニュアルによる安全教育を実施する。

緊急時対応マニュアル

緊急時対応表

対応表 - 1	自然災害時 - 荒天時 の対応表		
想定される緊急事態例	県(県境再生対策室)の対応	各業者の対応	その他の対応
掘削面の崩壊 キャッピングシートのめくれ 【想定される場所】 ・撤去現場	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 警戒 </div> <p>大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、暴風警報等が発令中は、関係課等より各種情報を収集し、警戒態勢を整える。 職員の動員体制については、「青森県災害時初動体制マニュアル」に準ずる。</p> <p>警戒態勢を整えるとともに、現場内の巡回を各業者に指示する。</p>	<p>随時現場内を巡回し、警戒する。</p> <p>災害発生確認後、状況を県境再生対策室へ連絡する。連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) ・ 二次被害のおそれ 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 対応 </div> <p>関係機関へ災害状況の連絡をする。</p> <p>対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>対応策を各業者に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(掘削面の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削面が崩壊した場合は、押え盛土等により、被害拡大を防止する。 ・ 雨水の浸入がある場合は、ブルーシート等で崩壊箇所を覆うものとする。 <p>(キャッピングシートのめくれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風等により、キャッピングシートがめくれた場合は、土嚢等を置いて応急処置を行う。 ・ キャッピングシートに破損がある場合は、ブルーシート等で破損箇所を覆い、雨水の浸入を防止する。 </div> <p>対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>天候回復後、緊急体制を解除する。 各業者へ緊急体制解除の指示を行う。</p>	<p>県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>対応策実施の経過を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>通常体制へ戻す準備をする。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 解除 </div> <p>通常の体制へ戻す。</p>	<p>通常の体制へ戻す。</p>	

対応表 - 2	自然災害時 - 地震時 の対応表		
想定される緊急事態例	県(県境再生対策室)の対応	各業者の対応	その他の対応
施設の損壊 火災 燃料の流出 掘削面の崩壊 巻き込まれ 転落 【想定される場所】 ・撤去現場 ・運搬ルート ・浸出水処理施設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 警戒 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 震度4以上の地震が発生した場合は、関係課等より各種情報を収集し、警戒態勢を整える。職員の動員体制については、「青森県災害時初動体制マニュアル」に準ずる。 </div> <p>警戒態勢を整えるとともに、各業者へ災害状況を確認する。また、現場内の巡回を各業者に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去現場の状況 ・負傷者の有無等 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 地震を感じた場合は、直ちに作業を停止し、状況を確認する。 </div> <p>現場内を巡回し、警戒する。</p> <p>災害発生確認後、状況を県境再生対策室へ連絡する。連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生日時 ・発生場所 ・状況(発生事態、負傷者の有無等) ・二次被害のおそれ <p>負傷者がいる場合は、警察・消防へ連絡する。警察・消防が到着するまで応急処置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者がいる場合は、場外等の安全な場所へ避難させる。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 対応 </div> <p>関係機関へ災害状況の連絡をする。</p> <p>対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>対応策を各業者に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>【具体的な対応例】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (施設の損壊) ・ 応急処置が可能な場合は、その場で簡易な修繕をし、その後、専門業者に修繕を依頼する。 ・ 損壊が拡大すると予想される場合は、仮囲い等をして周辺への立入りを制限し、専門業者へ修繕を依頼する。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (燃料の流出) ・ 燃料の漏洩箇所を確認し、除去を行う。 ・ 汚染拡散防止対策を行う。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (掘削面の崩壊) ・ 掘削面が崩壊した場合は、押え盛土等により、被害拡大を防止する。 ・ 雨水の浸入がある場合は、ブルーシート等で崩壊箇所を覆うものとする。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (火災、巻き込まれ、転落) ・ 警察・消防が到着するまで、応急処置を行う。 </div>	<p>県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>対応策実施の経過を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>通常体制へ戻す準備をする。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 解除 </div> <p>通常体制へ戻す。</p>	<p>通常体制へ戻す。</p>	

対応表 - 3	事故時 - 運搬事故 の対応表		
想定される緊急事態例	県(県境再生対策室)の対応	各業者の対応	その他の対応
<p>人身事故 車両事故 廃棄物の飛散・流出</p> <p>【想定される場所】</p> <p>・運搬ルート</p>	<p>関係機関へ事故状況の連絡をする。</p> <p>対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 運搬作業以外の作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>対応策を運行管理センター(仮称)に指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <div data-bbox="483 1323 1350 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(人身事故、車両事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 <p>(廃棄物の飛散・流出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物が飛散・流出した場合は、廃棄物に人が近づかないように隔離する等、速やかに応急処置を行う。 ・ 応急処置ができない場合は、汚染被害の状況を調査して、運行管理センター(仮称)へ報告する。 ・ 運行管理センター(仮称)は、県境再生対策室へ汚染被害の状況を報告し、新たな指示を受ける。 </div> <p>対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>作業再開の場合は、運行管理センター(仮称)、各業者へ作業再開の指示を行う。</p>	<div data-bbox="927 230 1345 315" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事故が発生したら、事故車両及び同一グループの車両は直ちに運行を停止する。</p> </div> <p>運転者は、警察、消防へ連絡する。 警察・消防が到着するまで、可能な限り必要な応急処置を行う。</p> <p>運転者は、運行管理センター(仮称)へ事故の連絡をする。</p> <p>連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>運行管理センター(仮称)は、県境再生対策室へ事故の連絡をする。</p> <p>連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>運転者は、運行管理センター(仮称)へ対応策の実施結果を連絡する。</p> <p>運行管理センター(仮称)は、県境再生対策室へ対応策の実施結果を連絡する。</p> <p>作業再開の準備をする。 作業を再開する。</p>	

対応表 - 4	事故時 - 作業事故 の対応表		
想定される緊急事態例	県(県境再生対策室)の対応	各業者の対応	その他の対応
<p>車両同士の接触 重機の転倒 巻き込まれ 転落 掘削面の崩壊 ガス等発生の生による 体調不良</p> <p>[想定される場所] ・撤去現場</p>	<p>関係機関へ事故状況の連絡をする。</p> <p>対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 事故発生作業以外の作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>対応策を各業者に指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を撤去現場へ派遣する。 <p>必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[具体的な対応例]</p> <p>(車両同士の接触)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 ・ 廃棄物が飛散・流出した場合は、応急処置を行う。 ・ 応急処置ができない場合は、汚染被害の状況を調査して、県境再生対策室へ報告する。 <p>(重機の転倒)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮囲いをして、周辺への立入りを制限する。 ・ 天候回復後、復旧作業を行う。 <p>(巻き込まれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助隊が到着するまで、応急処置を行う。 <p>(転落)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 <p>(掘削面の崩壊)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 ・ 掘削面が崩壊した場合は、押え盛土等により、被害拡大を防止する。 ・ 雨水の浸入がある場合は、ブルーシート等で崩壊箇所を覆うものとする。 <p>(ガス等発生による体調不良)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場作業員は安全な場所に避難する。 ・ ガスが収まり、現場に近づいても安全な状態になったら、県境再生対策室より指示された対応策を各業者へ指示し、実施する。 </div> <p>対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>作業再開の場合は、各業者へ作業再開の指示を行う。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事故が発生したら、直ちに作業を停止し、状況を確認する。</p> </div> <p>警察、消防、労働基準監督署へ連絡する。 警察、消防が到着するまで、可能な限り必要な応急処置を行う。</p> <p>県境再生対策室へ事故の連絡をする。 連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>作業再開の準備をする。 作業を再開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者がいる場合は、場外等の安全な場所へ避難させる。

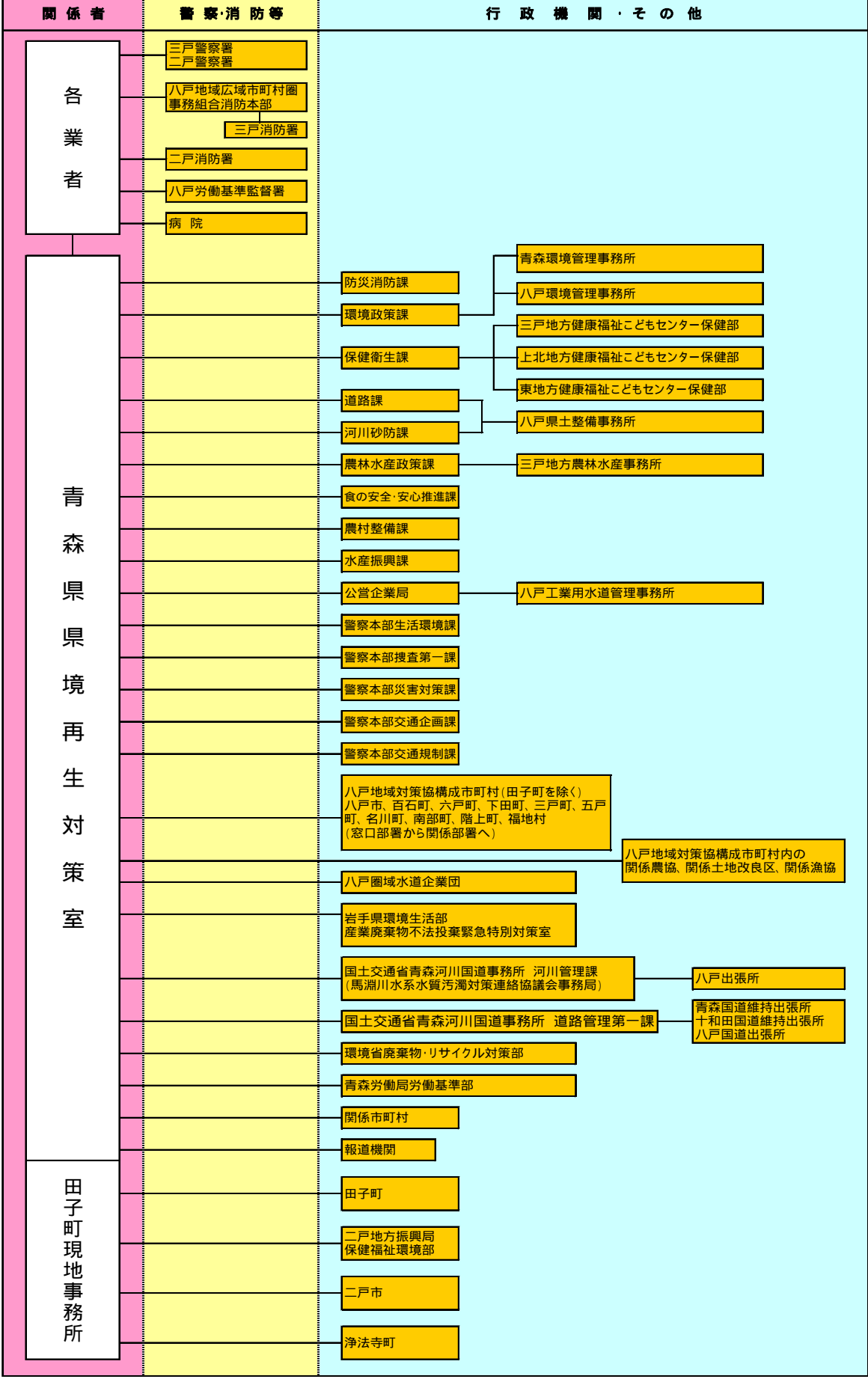
対応表 - 5	事故時 - 施設事故 の対応表		
想定される緊急事態例	県(県境再生対策室)の対応	各業者の対応	その他の対応
<p>浸出水処理施設の事故 洗車設備の事故 停電 電線・電話線の断線</p> <p>【想定される場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設 ・洗車設備 ・受電施設 ・架線 	<p>関係機関へ事故状況の連絡をする。</p> <p>対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救助・汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 事故発生施設以外の作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 必要に応じて、専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 <p>対応策を施設管理者に指示する。 他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を派遣する。 <p>必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <p>対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>運転再開の場合は、各業者へ運転再開の指示を行う。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事故が発生したら、直ちに施設運転を停止し、状況を確認する。</p> </div> <p>負傷者がいる場合、施設管理者は警察、消防へ連絡する。 警察、消防が到着するまで、応急処置を行う。 施設管理者は、県境再生対策室へ事故の連絡をする。</p> <p>連絡内容は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生事態、負傷者の有無等) <p>県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>運転再開の準備をする。 運転を再開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者がいる場合は、見学者を場外等の安全な場所へ避難させる。

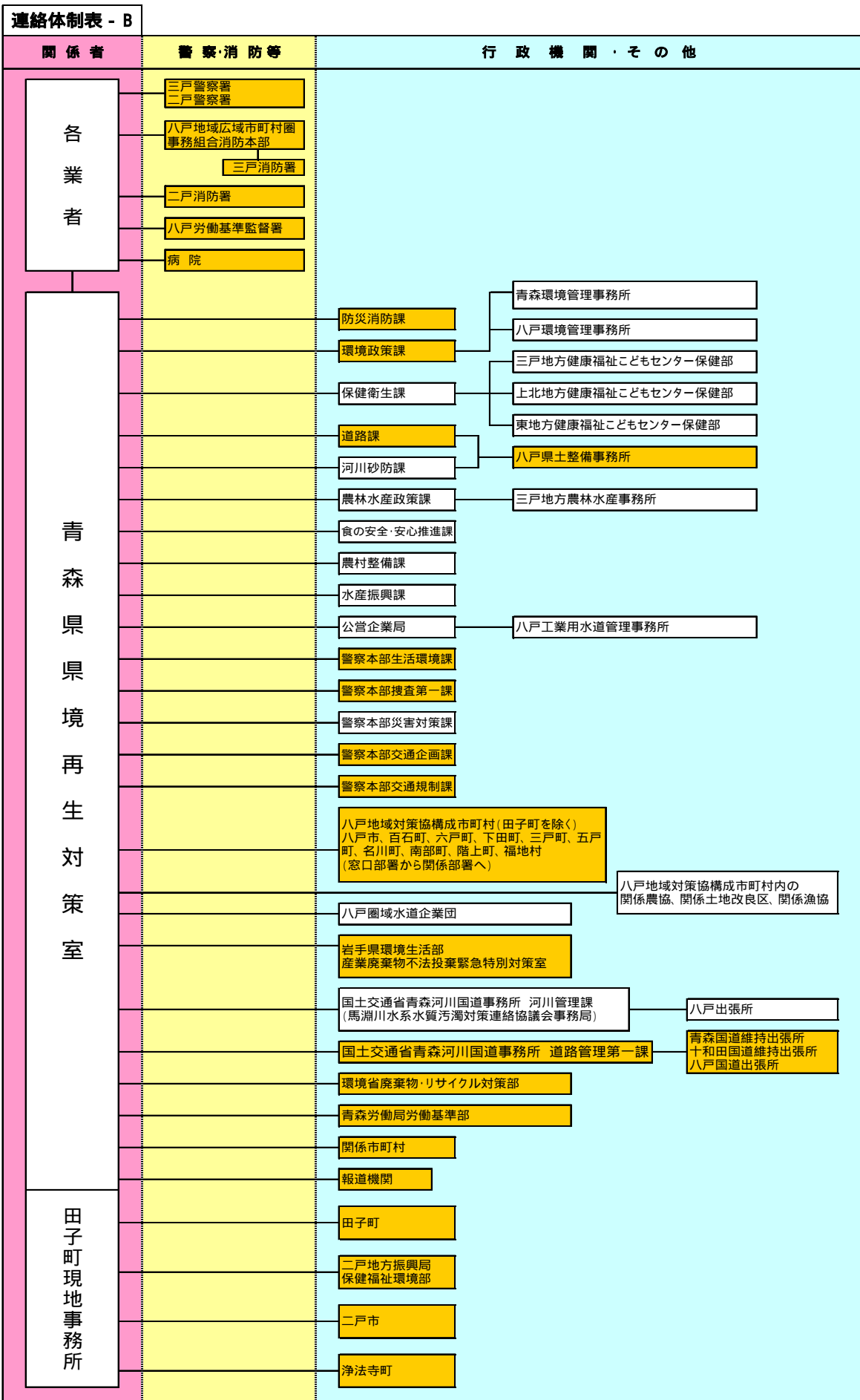
対応表 - 6	その他異常時の対応表		
想定される緊急事態例	県(県境再生対策室)の対応	各業者の対応	その他の対応
<p>撤去現場周辺に 浸出水等が漏洩</p> <p>運搬中に車両から 廃棄物が漏洩</p> <p>【想定される場所】 ・撤去現場 ・運搬ルート</p>	<p>(周辺住民から連絡があった場合)</p> <div data-bbox="494 302 1005 504" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">異常事態の報告</p> </div> <pre> graph TD A[異常事態の報告] --> B[県境再生対策室] A -.-> C[撤去現場] C --> B </pre> <p>異常事態発生連絡があった場合は、田子現地事務所に連絡をとり、状況を把握する。</p> <p>必要に応じ関係機関へ状況連絡をする。</p> <p>原因の調査をする。</p> <p>対応策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染拡散防止対策を優先項目とする。 ・ 各作業について、作業の停止判断を行う。 ・ 専門技術者のアドバイスを受け、対応策を決定する。 ・ 必要に応じて、専門業者を派遣する。 <p>対応策を各業者に指示する。</p> <p>他の作業も停止する場合は、各業者へ作業停止の指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、専門業者を派遣する。 <p>必要に応じて関係機関へ対応策実施の連絡をする。</p> <div data-bbox="454 1265 1324 1489" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>【具体的な対応例】</p> <p>(撤去現場周辺に浸出水等が漏洩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業を停止する。 ・ 近くにいる現場作業員が、負傷者の確認をする。 ・ 専門業者の指示を受け、対応策を実施する。 <p>(運搬中に車両から廃棄物が漏洩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散、流出状況を確認する。 ・ 汚染拡散防止対策を実施する。 </div> <p>対応策の実施結果の確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業再開又は停止の判断をする。 ・ 必要に応じて関係機関へ対応策実施結果を報告する。 <p>作業再開の場合は、各業者へ作業再開の指示を行う。</p>	<p>異常事態の連絡が周辺住民から撤去現場へ直接連絡が入った場合は、現場監督員又は各業者が県境再生対策室へ連絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時 ・ 発生場所 ・ 状況(発生意態、負傷者の有無等) <p>県境再生対策室より指示された対応策を実施する。</p> <p>対応策の実施結果を県境再生対策室へ連絡する。</p> <p>作業再開の準備をする。</p> <p>作業を再開する。</p>	

緊急時対応マニュアル

緊急時 連絡体制表

連絡体制表 - A





緊急時対応マニュアル

緊急時 連絡先一覧表

緊急時連絡先一覧表

区分	関係機関	電話番号	FAX番号		
国	環境省 廃棄物・リサイクル対策部	産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室	03-5501-3157	03-3593-8264	
	国土交通省青森河川国道事務所	河川管理課 道路管理第一課	017-734-4521	017-722-2530 017-722-2393	
	国土交通省青森河川国道事務所八戸出張所		0178-28-2626	0178-28-2007	
	〃 青森河川国道事務所青森国道維持出張所		017-766-3211	017-782-8613	
	〃 青森河川国道事務所十和国道維持出張所		0176-23-7138	0176-24-0129	
	〃 青森河川国道事務所八戸国道出張所		0178-28-1613	0178-29-3035	
	青森労働局労働基準部	安全衛生課	017-734-4113	017-734-5821	
八戸労働基準監督署	第二課	0178-46-3311	0178-46-3314		
警察	三戸警察署	生活安全係	0179-22-1135	0179-22-1135	
消防	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	指令救急課	0178-44-2135	0178-46-1171	
上水道	八戸圏域水道企業団	浄水課水質管理室	0178-27-0312	0178-27-0302	
	田子町	民生課	0179-32-3111	0179-32-4294	
市町村	八戸市(八戸地域環境不法投棄問題対策協議会事務局)	環境政策課	0178-43-9265	0178-47-0722	
	白石町	環境保健課	0178-52-7090	0178-52-7091	
	六戸町	保健福祉課	0176-55-3111	0176-55-3112	
	下田町	町民課	0178-56-2111	0178-56-4364	
	三戸町	住民福祉課	0179-20-1111	0179-20-1102	
	五戸町	保健衛生課	0178-62-2111	0178-61-1070	
	名川町	町民課	0178-76-2111	0178-76-3904	
	南部町	保健福祉課	0179-20-6111	0179-34-3082	
	陸上町	町民課	0178-88-2119	0178-88-2117	
	福地村	住民課	0178-84-2111	0178-84-4404	
	青森市	環境政策課	017-734-5266	017-734-5263	
	十和田市	生活環境課	0176-23-5111	0176-22-6299	
	平内町	町民課生活環境係	017-755-2111	017-755-2145	
	野辺地町	環境保健課	0175-64-1770	0175-64-8083	
	七戸町	社会生活課	0176-68-2111	0176-68-2804	
	東北町	総務課	0176-56-3111	0176-56-3110	
	農協	田子町農業協同組合		0179-32-3121	0179-32-4379
		三戸畜産農業協同組合		0179-32-2041	0179-32-4046
		まべち農業協同組合		0179-22-3311	0179-22-3319
		八戸畜産農業協同組合		0178-84-4448	0178-84-4449
八戸広域農業協同組合			0178-70-7711	0178-70-7716	
漁協	馬淵川漁業協同組合(名川町農林課経由)		0178-76-2111	0178-76-2968	
	馬淵川さけ・ます増殖漁業協同組合		0178-76-3138	0178-75-0052	
	奥南漁業協同組合		0178-27-3232	0178-27-3233	
	八戸馬淵川漁業協同組合		0178-28-2732	0178-29-3409	
	八戸漁業指導協会		0178-33-3314	0178-33-0339	
三戸漁業協同組合		0179-22-1754	0179-22-1757		
土地改良区	田子町土地改良区		0179-20-7126	0179-32-4294	
	下長土地改良区		0178-28-2256	0178-28-2258	
	館土地改良区		0178-27-4127	0178-27-4127	
	馬淵川土地改良区		0178-27-2327	0178-27-2327	
	小泉土地改良区		0178-84-2390	0178-84-2390	
	福地土地改良区		0178-84-2305	0178-84-2305	
	三戸土地改良区		0179-22-2564	0179-22-2564	
	名川土地改良区(名川町建設課経由)		0178-76-2806	0178-76-2968	

区分	関係機関	電話番号	FAX番号	
青森県関係機関	防災消防課		017-734-9088	017-722-4867
	環境政策課		017-734-9248	017-734-8065
	保健衛生課		017-734-9213	017-734-8047
	農林水産政策課		017-734-9455	017-734-8133
	食の安全・安心推進課		017-734-9351	017-734-8086
	農村整備課		017-734-9541	017-734-8149
	水産振興課		017-734-9591	017-734-8166
	道路課		017-734-9656	017-734-8189
	河川砂防課		017-734-9662	017-734-8191
		生活環境課	017-723-4211(3202)	017-776-1497
		交通企画課	017-723-4211(5013)	017-777-9988
		交通規制課	017-723-4211(5163)	017-773-3022
		捜査第一課	017-723-4211(4132)	017-774-0993
		災害対策課	017-723-4211(5892)	017-775-9441
	岩手県内関係機関	公営企業局		017-734-9764
環境保健センター青森環境管理事務所			017-765-1900	017-743-5318
環境保健センター八戸環境管理事務所			0178-51-1900	0178-28-5388
三戸地方健康福祉子どもセンター保健部		保健予防課	0178-27-3336	0178-27-1594
上北地方健康福祉子どもセンター保健部		保健予防課	0176-23-4261	0176-23-4246
東地方健康福祉子どもセンター保健部		衛生指導監	017-741-8116	017-742-7250
三戸地方農林水産事務所			0178-27-4024	0178-27-3323
八戸県土整備事務所		河川砂防管理課	0178-27-5154	0178-27-4715
		道路管理課	0178-27-5153	
八戸工業用水道管理事務所			0178-28-1436	0178-29-4351
岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室			019-629-5392	019-629-5399
岩手県三戸地方振興局保健福祉環境部		衛生環境課	0195-23-9206	0195-23-6432
二戸警察署		生活安全課	0195-23-0110	0195-23-3545
二戸地区広域行政事務組合消防本部二戸消防署		警防係	0195-23-7119	0195-25-5899
二戸市		生活環境課	0195-23-3111	0195-25-5160
浄法寺町	生活福祉課	0195-38-2211	0195-38-2161	
青森県側業者	(株)クボタ	現場プラント	0179-33-1788	0179-33-1788
	仮設浄化プラント	現場代理人携帯	090-5803-1311	
		東京本社	03-3245-3401	
		現場事務所	0179-20-8353	0179-20-8354
	鹿島・クボタ・穂積建設工業特定JV	現場代理人携帯	090-5236-5106	
	浸出水処理施設工事	鹿島東北支店	022-261-7111	
		現場事務所	0179-20-8390	0179-20-8391
	間組・寺下建設・辻本建設特定JV	現場代理人携帯	090-455-6621	
	浸出水貯留池及び防災調整池工事	間組東北支店	022-266-8116	
	寺下建設(株)	現場プレハブ(間JV内)	0179-20-8390	0179-20-8391
	場内整備(その2)工事	現場代理人携帯	090-2023-8023	
		会社	0178-70-1234	0178-70-1121
	廃棄物処理委託工事	現場プレハブ	0179-20-8615	
	鹿島建設(株)	現場代理人携帯	090-1376-2840	
		青森営業所	017-775-1358	017-777-4100
(株)袖村建設	現場プレハブ	0179-33-1307		
掘削工事	現場代理人携帯	090-2360-7901		
	会社	0179-32-3624	0179-32-3686	
(有)北組	現場プレハブ	0179-33-1340		
浸出水導水路及び雨水排水路(その1)工事	現場代理人携帯	090-3649-5174		
	会社	0178-62-2066	0178-62-6269	
山田建設(株)	現場プレハブ	0179-33-1680		
浸出水導水路及び雨水排水路(その2)工事	現場代理人携帯	090-8927-2076		
	会社	0178-75-0101	0178-75-1344	
環境再生共同企業体	中間処理施設	青森RER(株)	017-763-1680	017-763-1685
収集運搬・処分業務(焼却・溶融)	運行管理センター	(株)青南エクスプレス 青森営業所	017-763-1337	017-763-2735
八戸セメント環境再生共同企業体	中間処理施設	八戸セメント(株)	0178-33-0111	0178-33-9266
収集運搬・処分業務(焼却・焼成)	運行管理センター	(株)リントラ	0178-20-2335	0178-20-2338
		現場事務所	0179-20-8030	0179-20-8031
(株)建設技術研究所	現場衛星電話	090-4044-5641		
撤去常駐監理	常駐監理員携帯	090-5902-6613		
	大沢支社	06-6944-7817	06-6944-9694	
事務局	青森県環境再生対策室		017-734-9261	017-734-8081
	青森県環境再生対策室田子町現地事務所		0179-20-7044	0179-20-7045